

役員選出規定

(2022年5月17日改訂)

1. 会長

会長の新任に伴う改選に際しては副会長の互選、もしくは理事会による推薦者から選出し、理事会、総会の承認を得て、正式に就任する。会長の任期は1期2年とする。再任は妨げない。会長退任後は顧問に就任し、以後2年間は理事会構成員として新会長を補佐し、委員会には所属しない。理事会推薦者（会長候補）の資格は理事を累計2期4年以上経験するか又は副会長を経験した者で、理事会の趣旨をよく理解している人を推薦する。

推薦の場合は理事会のメンバーの中から、理事の1/3以上の賛成を得て選出される。複数選出された場合は、理事の1/2以上の賛成を得て決定する。

2. 副会長

副会長は各コースのメンバーが参加可能な会合で選出承認され、理事会、総会の承認を得て、正式に就任する。副会長の任期は原則として1期2年とする。再任は妨げない。副会長は委員長を兼務し、原則として任期は1年とする。

3. 理事

理事は各コース内部の独自の役員会等で選出し、理事会、総会の承認を得て、正式に就任する。

理事の任期は原則として2期4年とする。再任は妨げない。

4. 事務局長

推薦の場合は理事会のメンバーの中から、理事の1/3以上の賛成を得て選出される。複数選出された場合は、理事の1/2以上の賛成を得て決定する。

5. 事務局次長

事務局長が理事から1名を指名でき、理事会の承認を得て選出される。また事務局補佐1~2名を理事から、選出でき、理事会の承認を得て選出される。

6. 特別理事

会の運営上必要な特別業務（現金管理等）だけを委託する場合、理事会の承認を得て、特別理事を置く事が出来る。

特別理事は理事会・委員会等には所属せず、委託業務の必要性が無くなった時点で理事会の承認を得て、解任される。

7. 任期途中の役員辞任に伴う後任者の選任及び任期

後任者選任は各コース委員会・理事会等から推薦され、理事会の承認を得る。
後任者の任期は当該年度末までを残存期間とし、次年度より2期4年とする。

8. 顧問

日本包装専士会運営要領により選出された顧問は、会長が要請すれば理事会に参加することができる。

9. 議事録

新規 事務局が作成し、原則理事会終了後2週間以内に、理事会委員に配信し、内容の確認を行い、修正がある場合は修正を加え、4週間以内に理事会委員に配信し、次回理事会の冒頭で承認を受け、その後ホームページに掲載する。

10. 改定

制定：この規定は平成13年4月1日より適用する。

改定：平成16年4月23日特別理事を追加、平成23年4月16日副会長補佐を追加し項3に挿入、平成25年4月23日項5、6、10追加、令和4年5月17日会長、副会長の任期変更および副会長補佐に関する項と記述を削除他